京都市個人情報保護審査会答申第50号の概要

請求内容 諮問番号35,38,40,42,44,45,47,48,49,54,55,56の会議録(個人情報保護審査会)全部 請求者 本人 所管課の決定 個人情報一部開示決定		- 京都市個人情報保護番査会答甲第50号の概要 
諸 水 者 木人 所 音 課 総務局総務部文書課 所管課の決定 個人情報一部開示決定 所管課の主張	答申年月日	平成20年8月18日
講案         本人           所管課の決定         個人情報一部開示決定           所管課の主張         1 審査会では、実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答申すべき方向性やその理由についておおむね委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。         2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。           異議申立人のま議申立人の書談申立人の書談申立と表表は、実施機関が不服中立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性           審査会の判断         1 憲法上の知る権利に反している。           主張	請求内容	諮問番号35, 38, 40, 42, 44, 45, 47, 48, 49, 54, 55, 5
所管課の決定 個人情報一部開示決定 所管課の決定 個人情報一部開示決定 所管課の主張 1 審査会では、実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答中すべき方向性やその理由についておおむれ委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。 2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の申立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答中の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答中が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を関示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。 異議中立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張		6の会議録(個人情報保護審査会)全部
所管課の決定 個人情報一部開示決定  1 審査会では、実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答申すべき方向性やその理由についておおむね委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。  2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審談の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張	請 求 者	本人
所管課の主張 1 審査会では、実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答申すべき方向性やその理由についておおむれ委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客製性の確保が要求される。 2 本件非開示部分が開示されると、答中に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。 異議申立人の 主張	所 管 課	総務局総務部文書課
を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答申すべき方向性やその理由についておおむね委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。  2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が手想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の  主張	所管課の決定	個人情報一部開示決定
その理由についておおむね委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。  2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  東に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服中立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張 審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性	所管課の主張	1 審査会では,実施機関及び不服申立人から提出された書面や口頭で聴取した内容
を踏まえて、何回かの修正を経て、答申内容が確定されていく。審査会は、審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。  2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  東に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		を基に、委員間で自由、活発な意見交換が行われる。そして、答申すべき方向性や
中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。  2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  4 憲法上の知る権利に反している。  主張		その理由についておおむね委員間での合意が形成されると、それまでの審議の経過
2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張 審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		を踏まえて,何回かの修正を経て,答申内容が確定されていく。審査会は,審議の
程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		中立、公平性及び判断の公正さ、客観性の確保が要求される。
された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会における審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  1 憲法上の知る権利に反している。 主張		2 本件非開示部分が開示されると、答申に至るまでの委員間の意見調整の詳細な過
ける審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定することはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		程が明らかにされるが、その内容について確認を得ていないこと、また、その記載
ることはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		された表現や語調により読む者によって受け取り方が異なることから、審査会にお
<ul> <li>観性について、無用な疑いを抱かせ、答申の信頼性を失わせるおそれが生じ、委員間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。         <ul> <li>更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。</li> </ul> </li> <li>異議申立人の主張</li> <li>1 憲法上の知る権利に反している。</li> <li>主張</li> <li>審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性</li> </ul>		ける審議の意義や個々の意見の真意が異なる受け取られ方をされること等を否定す
間の自由、活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また、審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		ることはできない。その結果、審査会の審議の中立、公平性及び判断の公正さ、客
審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、 審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。		観性について, 無用な疑いを抱かせ, 答申の信頼性を失わせるおそれが生じ, 委員
審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのため、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。  更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		間の自由,活発な意見交換を確保することが困難になる事態が予想される。また,
め、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		審査会の審議は反復して行われており、対象案件の答申が出された後であっても、
な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。 更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		審議過程が明らかになると、他の案件の審議に支障を及ぼすおそれがある。そのた
更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられた制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張 審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		め、審議が終了した後でも、今後行われる同種の手続における委員間の自由、活発
た制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		な意見交換に相当の影響が生じると考えられる。
正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対する裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。  異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。 主張  審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		更に、審査会への諮問は、その判断の公正さ、客観性を担保するために設けられ
る裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。 <ul><li>異議申立人の 1 憲法上の知る権利に反している。</li><li>主張</li><li>審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性</li></ul>		た制度であることを考慮すると、本件非開示部分を開示すると、審査会における適
異議申立人の 主張1 憲法上の知る権利に反している。主張審査会の判断1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		正な審議の遂行に支障を及ぼすことのみならず、実施機関が行う不服申立てに対す
主張 審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性		る裁決又は決定に関する事務の適正な遂行にも支障を及ぼすおそれがある。
審査会の判断 1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性	異議申立人の	1 憲法上の知る権利に反している。
	主張	
を担保するために設けられた制度である。	審査会の判断	1 当審査会は、実施機関が不服申立てを処理するに当たり、判断の公正さ、客観性
		を担保するために設けられた制度である。

- 2 本件非開示部分を開示すると、審議の手法及び審議過程が明らかになることから、 委員間の率直な意見交換に相当の影響が生じることとなり、意思決定の中立性が不 当に損なわれるおそれがあると考えられる。
- 3 当審査会の審議は反復して行われるものであり、対象事案の答申が出された後で も、開示すること、今後行われる同種の事案における委員間の率直な意見の交換及 び意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると考えられる
- 4 以上の点から、当審査会は、実施機関が行った本件処分について、不当であるとは認められないと判断する。